

大分県報

令和六年
第五五二号
十月十八日

（金曜日）

目次

告示

身体障害者福祉法による医師の指定
道路の供用開始
公有水面埋立ての免許
警察本部訓令

大分県警察における鑑識技能検定に関する規程の一部改正

告示

大分県告示第四百七十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。

令和六年十月十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定障害区分	医師氏名	勤務場所	指定年月日
心臓の機能障害	甲木 雅人	九州大学病院別府病院 別府市鶴見鶴見原四五四六番地	令六・九・一九
心臓の機能障害	戸伏 倫之	九州大学病院別府病院 別府市鶴見鶴見原四五四六番地	〃
ぼうこう又は直腸の機能障害	石川 天洋	独立行政法人地域医療機能推進機構 南海医療センター 佐伯市常盤西町七番八号	〃

肢体不自由	秦 暢宏	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地	〃
肝臓の機能障害	増田 崇	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地	〃
呼吸器の機能障害	岩下 広志	中津市立中津市民病院 中津市下池永一七三番地	〃
心臓の機能障害	鬼木 崇裕	豊後大野市民病院 豊後大野市緒方町馬場二七六番地	〃

大分県告示第四百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十月十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年十月十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道別府山香線	別府市大字鶴見字横土井三九二番三から 別府市大字鶴見字横土井三九〇四番三まで	令六・一〇・一八

大分県告示第四百七十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許した。

令和六年十月十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 免許の年月日
令和六年十月十八日
- 出願人の住所及び氏名

令和六年十月十八日

大分県報（告示）

佐伯市中村南町一番一号

佐伯市

代表者 佐伯市長 田 中 利 明

三 埋立ての区域

1 位置

佐伯市蟹田一二四一三番一、一二四一三番一から一二四一四番三五を経て一二四一四番三二に接する道に至る間の土地に接する無番地の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち一の地点から五の地点までを順次に結んだ線及び一の地点と五の地点を結ぶ令和五年春分の満潮位(D・L・プラス一・七六メートル、T・P・プラス〇・八六メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

一の地点 佐伯市三三五七番の国土地理院四等三角点「平野」(北緯三二度五八分一秒七八八七、東経一三一度五四分〇五秒五五八(以下「基点」という。))から一三七度五〇分三三秒三八八・一四メートルの地点

二の地点 一の地点から一九一度三三分五七秒一二・七三メートルの地点

三の地点 二の地点から二八一度三一分〇三秒一五・〇一メートルの地点

四の地点 三の地点から一九一度三二分〇五秒〇・五五メートルの地点

五の地点 四の地点から二八一度二九分三四秒一・二九メートルの地点

3 面積

二〇四・八六平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

佐伯市蟹田一二四一四番三二に接する道に接する水、一二四一三番六に接する水及び一二四一三番一から一二四一四番三五を経て一二四一四番三二に接する道に至る間の土地に接する無番地の地内並びに一二四一三番六に接する水から一二四一三番一を経て一二四一四番三二に接する道に接する水に至る間の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とシの地点とを結んだ線により囲まれた区域
アの地点 基点から一三六度〇八分四七秒三八〇・一一メートルの地点
イの地点 アの地点から一〇一度三一分〇〇秒一五・八二メートルの地点
ウの地点 イの地点から一九一度三一分〇九秒四六・五一メートルの地点

エの地点 ウの地点から二八一度三一分一九秒一六・〇一メートルの地点

オの地点 エの地点から一度四六分四七秒七・三四メートルの地点

カの地点 オの地点から二度〇〇分四六秒九・九五メートルの地点

キの地点 カの地点から二八一度四二分一四秒四・二八メートルの地点

クの地点 キの地点から二八一度四八分一七秒一二・〇二メートルの地点

ケの地点 クの地点から一度三二分五三秒一五・四三メートルの地点

コの地点 ケの地点から一〇一度二五分〇六秒一一・三〇メートルの地点

サの地点 コの地点から一〇一度〇六分四八秒四・〇〇メートルの地点

シの地点 サの地点から一〇一度〇七分〇九秒一・〇〇メートルの地点

3 面積

九九一・九一平方メートル

五 埋立地の用途

緑地

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第27号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察における鑑識技能検定に関する規程(平成26年大分県警察本部訓令第13号)の一部を次のように改正する。

令和6年10月18日

大分県警察本部長 種 田 英 明

第3条及び第4条第2項中「刑事部長」を「刑事部鑑識課長」に改める。

第5条を次のように改める。

(合格者の通知)

第5条 刑事部鑑識課長は、技能検定に合格した者について、合格者の所属する所属の長に通知するものとする。

第6条の見出しを「(合格者に関する名簿)」に改め、同条中「鑑識技能検定合格者名簿(第2号様式)」を「合格者に関する名簿」に改める。

第1号様式及び第2号様式を削る。

附 則

この訓令は、令和6年10月18日から施行する。

令和六年十月十八日

大分県報（警察本部訓令）